様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　第０９４２０００３２７２号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　福島県いわき市小名浜諏訪町１１番地の１
氏　名　　常光サービス株式会社
　　代表取締役　野﨑　裕康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長　内田　広之

許可の年月日　　令和　７年　４月　９日
許可の有効年月日　　令和　８年１１月２９日

１．事業の範囲
⑴　事業の区分
　中間処理（①選別又は移動式選別、②破砕又は移動式破砕、③圧縮固化、④圧縮、⑤選別・圧縮、⑥切断、⑦溶融又は移動式溶融）
⑵　産業廃棄物の種類
　別紙１に記載のとおり

２．事業の用に供するすべての施設
　別紙２に記載のとおり

３．許可の条件
⑴　移動式施設の稼働場所は排出事業場の敷地内に限ること。
⑵　移動式施設の稼働に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分に配慮すること。
⑶　移動式施設及び保管場所に施設の種類、処理能力及び連絡先等の表示を行うこと。

４．許可の更新又は変更の状況
　別紙３に記載のとおり

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　[有]・無

備考

この許可証（写）は、①契約書に添付、②許可証更新による利用、③許可内容確認の閲覧以外に使用された場合は無効と致します。

ごみ減量マスコット　クリンピー

別紙１　産業廃棄物の種類

①　中間処理（選別又は移動式選別）に係るもの

ア　選別に係るもの

汚泥（廃乾電池に含まれるものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

以上９種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等を除き、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

イ　移動式選別に係るもの

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類

以上１０種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等を除き、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

②　中間処理（破砕又は移動式破砕）に係るもの

ア　破砕に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

以上８種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）を含む。

イ　移動式破砕に係るもの

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

以上８種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）を含む。

（以下裏面記載のとおり）

ごみ減量マスコット　クリンピー

③　中間処理（圧縮固化）に係るもの
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
以上６種類
これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）を含む。

④　中間処理（圧縮）に係るもの
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
以上５種類
これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、廃石膏ボード及び水銀使用製品産業廃棄物を除き、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）を含む。

⑤　中間処理（選別・圧縮）に係るもの
金属くず、ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
以上２種類
これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）及び廃石膏ボードを除き、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）を含む。

⑥　中間処理（切断）に係るもの
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
以上６種類
これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。

⑦　中間処理（溶融又は移動式溶融）に係るもの
廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）
以上１種類
このうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

（以下余白）

別紙２　事業の用に供するすべての施設

①　中間処理（選別又は移動式選別）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類等の選別施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理能力	２９７．３㎥／日（８時間）
設置年月日	平成２４年２月２９日

処理施設の種類	移動式廃プラスチック類等の選別施設
設置場所	いわき市内一円
処理能力	７０４㎥／日（８時間）
設置年月日	平成２６年１１月１２日

②　中間処理（破砕又は移動式破砕）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類の破砕施設及び木くずの破砕施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理能力	廃プラスチック類の破砕施設　５．６ｔ／日（８時間） 木くずの破砕施設　８．８ｔ／日（８時間）
許可年月日	平成２４年２月２１日
許可番号	い廃Ｐ第２８号
設置年月日	平成２４年２月２９日

処理施設の種類	廃プラスチック類の破砕施設及び木くずの破砕施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理能力	廃プラスチック類の破砕施設　５．９ｔ／日（８時間） 木くずの破砕施設　９．３ｔ／日（８時間）
許可年月日	平成２４年２月２１日
許可番号	い廃Ｐ第２９号
設置年月日	平成２４年２月２９日

処理施設の種類	廃プラスチック類の破砕施設及び木くず・がれき類の破砕施設（移動式及び固定式）
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理能力	廃プラスチック類の破砕施設　３４．２３ｔ／日（８時間） 木くずの破砕施設　５３．７８ｔ／日（８時間） がれき類の破砕施設　１４４．７２ｔ／日（８時間）
許可年月日	令和５年１１月１日
許可番号	い廃Ｐ第６９号
設置年月日	令和５年１１月６日

③　中間処理（圧縮固化）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類等の圧縮固化施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理能力	１０．０ｔ／日（８時間）
設置年月日	平成２４年２月２９日

（以下裏面記載のとおり）

ごみ減量マスコット　クリンピー

④　中間処理（圧縮）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類等の圧縮施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理能力	廃プラスチック類　５．４ｔ／日（８時間） 紙くず　４．６ｔ／日（８時間） 繊維くず　１．８ｔ／日（８時間） ゴムくず　８．０ｔ／日（８時間） ガラスくず等　３．１ｔ／日（８時間）
設置年月日	平成２４年２月２９日
届出番号	２３廃第９６６号

処理施設の種類	廃プラスチック類の圧縮施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理能力	廃プラスチック類　２．８ｔ／日（８時間）
設置年月日	令和７年２月１９日
届出番号	５廃第３８９号

⑤　中間処理（選別・圧縮）に係るもの

処理施設の種類	金属くず等の選別施設及び金属くずの圧縮施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理能力	金属くず　４．０ｔ／日（８時間）
設置年月日	令和７年２月１９日
届出番号	５廃第３９０号

⑥　中間処理（切断）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類等の切断施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理する産業廃棄物の種類及び処理能力	廃プラスチック類　１．６ｔ／日（８時間） 紙くず　１．４ｔ／日（８時間） 木くず　２．５ｔ／日（８時間） 繊維くず　０．６ｔ／日（８時間） ゴムくず　２．４ｔ／日（８時間） ガラスくず等　４．６ｔ／日（８時間）
設置年月日	平成２４年２月２９日
届出番号	２３廃第９６５号

⑦　中間処理（溶融又は移動式溶融）に係るもの

処理施設の種類	廃プラスチック類の溶融施設
設置場所	いわき市泉町下川字大剣３２６番２０　外
処理能力	０．９６ｔ／日（８時間）
設置年月日	平成２４年２月２９日
届出番号	２３廃第９６７号

（以下余白）

処理施設の種類	移動式廃プラスチック類の溶融施設
設置場所	いわき市内一円
処理能力	０．９６ｔ／日（８時間）
設置年月日	平成８年１０月１１日

（以下余白）

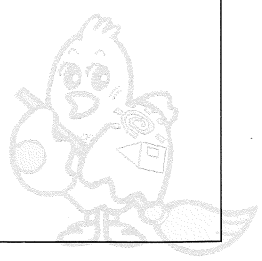

ごみ減量マスコット　クリンピー

別紙３　許可の更新又は変更の状況

平成　８年１１月１２日	新規許可	
平成１３年１１月３０日	更新許可	
平成１４年　７月３０日	変更許可	（事業の区分に中間処理（選別・破砕）を追加し、廃プラスチック類等７品目を追加）
平成１４年　８月１２日	変更許可	（中間処理（選別・破砕）に係る品目として、紙くずを追加）
平成１８年１１月３０日	更新許可	
平成１９年　１月　９日	変更許可	（中間処理（選別・破砕）に係る汚泥（廃乾電池に含まれるものに限る。）の追加）
平成２３年１１月３０日	更新許可	
平成２４年　４月１７日	変更許可	（事業の区分に中間処理（破砕・圧縮固化）、中間処理（圧縮）、中間処理（切断）及び中間処理（溶融）を追加）
平成２６年１２月１１日	変更許可	（事業の区分に中間処理（移動式選別）を追加）
平成２８年　２月　８日	変更許可	（中間処理（選別・破砕）に係る汚泥（廃乾電池に含まれるものに限る。）の追加）
平成２８年１１月３０日	更新許可	（事業の区分を、中間処理（選別又は移動式選別）、中間処理（破砕）、中間処理（圧縮固化）、中間処理（圧縮）、中間処理（切断）、中間処理（溶融又は移動式溶融）に整理）
令和　３年１２月２３日	更新許可	
令和　６年　２月　１日	変更許可	（中間処理（破砕）に係る金属くず及びがれき類を追加し、事業の区分に中間処理（移動式破砕）を追加）
令和　７年　４月　９日	変更許可	（事業の区分に中間処理（選別・圧縮）を追加）

（以下余白）